

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の  
常勤の職員の1週間当たりの勤務時間を定める規則

平成27年3月30日規則第17号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第8条第2項の組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間は、大阪市の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。